

東日本大震災復興緊急保証のご案内

兵庫県信用保証協会

東日本大震災により被害を受けられた中小企業者を対象として、「東日本大震災復興緊急保証」（全国統一保証）を取扱いしています。本保証の概要は次のとおりです。

保証対象者	対象者		要件
	特定被災区域※ ₁	①地震・津波等により直接被害を受けた中小企業者（原発事故に係る警戒区域等※ ₂ 内に事業所を有する中小企業者を含む）	②震災の影響により業況が悪化している中小企業者
特定被災区域外	③特定被災区域内の事業者との取引関係により、業況が悪化している中小企業者	④震災災害により風評被害による契約の解除等の影響で急激に売上が減少している中小企業者	<p>＜市区町村長の認定＞</p> <p>震災後の 3 か月の売上高等が前々年または前年同期※₃に比して 10%以上減少していること</p> <p>※認定申請の際は、売上高等及び特定被災区域内の事業者との取引の確認資料、震災に起因して生じた取引先の状況及び売上高等の減少が震災に起因することを具体的に記載した理由書が必要です。</p> <p>＜市区町村長の認定＞</p> <p>震災後の 3 か月の売上高等が前々年または前年同期※₃に比して 15%以上減少していること</p> <p>※認定申請の際は、売上高等の確認資料、売上高等の減少が震災に起因することを具体的に記載した理由書が必要です。</p>
保証割合	100%（責任共有制度の対象外）		
対象資金	経営の安定に必要な事業資金（事業再建に必要な資金を含む）		
保証限度額	2億8,000万円（組合は4億8,000万円） ※災害関係保証（東日本大震災分）、セーフティネット保証と合算で、無担保1億6,000万円、最大5億6,000万円となります		
貸付形式	手形貸付、証書貸付		
保証期間	10年以内（据置期間2年以内）		
返済方法	原則として均等分割返済		
保証料率	年0.70%		
担保	必要に応じて提供して頂きます		
連帯保証人	原則として法人の代表者を除き不要		
必要書類	所定の申込書類に加え、市区町村長の罹災証明書または認定書等 ※保証対象者によって必要書類が異なります。		
取扱期間	平成23年5月23日保証申込受付分から平成25年3月31日貸付実行分まで		

※1 特定被災区域：東日本財特法が適用された市町村等（岩手県、宮城県、福島県の全域、青森県、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、新潟県、長野県の一部の市町村）

※2 警戒区域等：警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域

※3 前年同期が震災の影響を受けた後である場合は前々年同期（震災前の直前同期）の売上高等と、前年同期が震災の影響を受ける以前である場合は前年同期の売上高等と比較（特定被災区域以外の方は、震災の影響を受けた時期は理由書の記載により確認）。

東日本大震災復興緊急保証の概要（イメージ）

●東日本震災復興緊急保証

【対象】

震災災害により、経営に支障を来している次の中小企業者等

- ア. 特定被災区域内で今般の地震・津波等により直接又は間接被害を受けた方
- イ. 原発事故に係る警戒区域・計画的避難区域・緊急時避難準備区域内の方
- ウ. 特定被災区域外で特定被災区域内の事業者との取引関係により被害を受けた方等

【必要書類】

罹災証明書または東日本大震災復興緊急保証にかかる認定書等

●災害関係保証

【対象】

今般の地震・津波等により直接の被害を受けた中小企業者等

原発事故に係る警戒区域・計画的避難区域・緊急時避難準備区域の中小企業者等

【必要書類】

罹災証明書

●セーフティネット保証（5号）

【対象】

業況が悪化している中小企業者（平成24年度上半期は、原則全業種（82業種））

【必要書類】

市区町村長の認定書

●一般保証

【対象】

保証対象業種を営む中小企業者

セーフティネット保証、災害関係保証（東日本大震災分）とあわせて、無担保1億6千万円、最大5億6千万円

【無担保】

8千万円

【最大】

2億8千万円

【無担保】

8千万円

【最大】

2億8千万円

【無担保】

8千万円

【最大】

2億8千万円

※本案内は制度の概要であり、詳細は各事務所・支所の相談窓口までお問い合わせください。

【相談窓口一覧】

相談窓口		電話番号	担当地域等（お客様の主たる営業所所在地）
神戸事務所	保証相談一課	078(393)3909	神戸市中央区
	保証相談二課	078(393)3913	神戸市東灘区、灘区、北区
	保証相談三課	078(393)3916	神戸市兵庫区、長田区、須磨区
	保証相談四課	078(393)3915	神戸市垂水区、西区、明石市、三木市
阪神事務所	保証相談一課	06(6411)4146	尼崎市（北部を除く）
	保証相談二課	06(6411)4147	尼崎市（北部に限る）、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、川辺郡
	保証相談三課	06(6411)4156	西宮市、芦屋市
姫路支所	保証相談一課	079(289)3611	姫路市（区部を除く）
	保証相談二課	079(289)3612	姫路市（区部に限る）、相生市、赤穂市、宍粟市、たつの市、神崎郡、揖保郡、赤穂郡、佐用郡
但馬支所		0796(22)5171	豊岡市、養父市、朝来市、美方郡
淡路支所		0799(22)4493	洲本市、南あわじ市、淡路市
西脇支所		0795(22)6775	西脇市、小野市、加西市、篠山市、丹波市、加東市、多可郡
加古川支所		079(424)1105	加古川市、高砂市、加古郡

ホームページアドレス <http://www.hosyokyokai-hyogo.or.jp>